

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十七号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中

「
地方独立行政法人評価委員会の委員

を

「
奈良県公立大学法
大学評価委員会の
奈良県立病院地方
評価委員会の委員

人奈良県立医科

委員

独立行政法人評

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。